

# 鳥取縣公報

昭和十六年六月二十日  
第一千二百四十三號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

## 告示

### ◇鳥取縣告示第五百一號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年六月二十日

鳥取縣知事

入

田

三

郎

#### 一 組合ノ名稱及地區

- (イ) 名 稱 鳥取縣電器配給組合聯合會
- (ロ) 地 區 鳥取縣一圓

#### 二 構成員タル資格

地區内ニ於テ電機具關係商品ノ販賣ヲ營ム者

#### 三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

(別記ノ通)

鳥取縣公報

每週 曜日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十六年六月二十日  
第一千二百四十三號

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

一

00617

(ロ) 實施ノ日

昭和十六年六月二十日

四 認可ニ付シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ  
 (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

電熱器 ランプ 販賣價格

一 第一種 A級品 (電池ヲ含マズ)

規格番號	品種及型名	材質	反射止	高さ	巾	厚ミ	ハン	ブラケ	豆球規格	單位	卸賣業者 販賣價格	小賣業者 販賣價格
一〇一	煉物製 ランプ小型	コムバ ウント	六〇	九三	七〇	四〇	四二	裝置付	三、〇V 三、二五MA	一個	、五四	、六八
一〇二	同 大型	同	六〇	九五	七〇	六〇	四六	同	同	同	、六〇	、七五
一〇三	同 A型二號	同	六〇	一〇三	七八	五五	六七	同	同	同	、七二	、九〇
一〇四	同 A型三號	同	六五	一一〇	九〇	七五	八五	同	同	同	、一八一	、四八
一〇五	金屬製 ランプ小型	磨帶鋼 (銅下クロ ム)鍍金	六〇	八三	六五	三四	三七	同	三、〇同	同	、七七	、九七
一〇六	同 大型	同	六〇	八五	六五	五六	五〇	同	四、五同	同	、九九	、二三

00618

一〇七	同 A型二號	同	六〇	九二	七二	五一	六七	同	七、五同	同	、六〇	、二〇〇
一〇八	同特大頭 A型二號	同	八五	九二	七四	五一	六七	同	七、五同 (點消)	同	、八八	、三、六〇
一〇九	金屬製塗 ランプ小型	磨帶鋼 (下地塗黒) 焼付	六〇	八三	六五	三四	四五	同	三、〇同	同	、六四	、八〇
一一〇	同 大型	同	六〇	八五	六五	五六	五〇	同	四、五V	同	、七九	、九九
一一一	同 A型二號	同	六〇	九二	七二	五一	五八	同	七、五同	同	、三六	、一、七〇
一一二	金屬製 ベビー ライト	磨帶鋼 (銅下クロ ム)鍍金	一五	五八	四三	一七			オパールレンズ ニキV 一五MA	同	、四二	、五三
一一三	同 鏡付同	同	一五	六二	四五	二二			同二、五V	同	、五一	、六四
一一四	セルロ イド製同	セルロ イド板	一五	五八	四三	一七			同二、五同	同	、二二	、二八
一一五	同 鏡付同	同	一五	七二	三三	二〇			反射器及電池保有 器ハ別ニシテコ トヲ以テ連絡ス	同二、五同	、三二	、四〇
一一六	金屬製小型 ランプ	磨帶鋼 (カドミユ ム鍍金)又ハ 下地焼付	七六	六三	八四	三七			三、〇同	同	、四八	、一、八五
一一七	同 大型同	同	八五	六六	八六	五五			四、五同	同	、二二	、二、七七
一一八	同 A型二號同	同	八五	七五	九四	五五			發電豆球瓦斯入 七三〇MA五V	同	、九二	、三、六五

00619

規格 番號	品種及型名	規格(寸法單位耗誤差十一、五耗)		豆球規格	單位	卸賣業者 販賣價格	小賣業者 販賣價格	
		反射止 外徑	高サ 巾					
二二一	煉物製ランプ小型	五五	九三	七〇	四〇	四〇	三、〇V三M A一個	
二二二	同 大型	五五	九五	七〇	六〇	四二	四、五同同	
二二三	同 A型二號	五五	一〇三	七八	五五	六〇	七、五同同	
二二四	同 A型三號	六〇	一一〇	九〇	七五	八〇	七、五同同	
二二五	金屬製ランプ小型	五五	八三	六五	三四	三五	三、〇同同	
二二六	同 大型	五五	八五	六五	五六	四五	四、五同同	
二二七	同 A型二號	五五	九二	七二	五一	六〇	七、五同同	
二二八	金屬製塗 ランプ小型	五五	八三	六五	三四	四〇	三、〇同同	
二二九	同 大型	五五	八五	六五	五六	四五	四、五同同	
二三〇	同 A型二號	五五	九二	七二	五一	六〇	七、五同同	
二三一	金屬製 ベビークライ	一五	五八	四三	一七	二、五V	オパールレンズ 同	
三 第二種品(電池ヲ含マズ)								
規格 番號	品種及型名	規格(寸法單位耗誤差十一、五耗)		巾	厚ミ	單位	卸賣業者 販賣價格	小賣業者 販賣價格
		反射止 外徑	高サ					
二〇一	煉物製ランプ小型	五五	九三	七〇	四〇	四〇	一個	四四、五五
二〇二	同 大型	五五	九五	七〇	六〇	四二	同	五二、六五
二〇三	金屬製ランプ小型	五五	八三	六五	三四	三五	同	五六、七〇
二〇四	同 大型	五五	八五	六五	五六	四五	同	六八、八五
二〇五	同 A型二號	五五	九二	七二	五一	六〇	同	一、一〇、一、三七
二〇六	金屬製塗ランプ小型	五五	八三	六五	三四	四〇	同	一、五二、六五
二〇七	同	五五	八五	六五	五六	四五	同	一、六三、七九
二〇八	同	五五	九二	七二	五一	五〇	同	一、〇八、一、三五
二〇九	金屬製ベビークライ	一五	五八	四三	一七	同	同	二八、三五

00620

規格番號	品種及型名	材 質	規格(寸法單位耗但シ誤差十一、五耗)		反射止 外徑	ノイブ ツチ	遠近照 明裝置	單位	卸賣業者 販賣價格	小賣業者 販賣價格
			高	巾						
三〇一	遠近照明型 金屬製特大頭 五ヶ用 鍍金	磨帶鋼 (銅下クロム)	三六〇	八六	三九	複式 點滅	保有 器付	有	一個	二、五〇、三、一二
三〇二	同 金屬製特大頭 三ヶ用	同	二四五	八六	三九	同	同	同	同	二、〇四、二、五五
三〇三	同 金屬製特大頭 三ヶ用	同	二三七	六八	三九	同	同	同	同	一、七二、二、一九
四 第三種品(電池ヲ含マズ)										
二〇一	煉物製ランプ小型	規格外煉物	五五	九三	七〇	四〇	四〇	一個	四四、五五	
二〇二	同 大型	同	五五	九五	七〇	六〇	四二	同	五二、六五	
二〇三	金屬製ランプ小型	磨帶鋼 (クロム鍍金)	五五	八三	六五	三四	三五	同	五六、七〇	
二〇四	同 大型	同	五五	八五	六五	五六	四五	同	六八、八五	
二〇五	同 A型二號	同	五五	九二	七二	五一	六〇	同	一、一〇、一、三七	
二〇六	金屬製塗ランプ小型	磨帶鋼(塗料吹付)	五五	八三	六五	三四	四〇	同	一、五二、六五	
二〇七	同	同	五五	八五	六五	五六	四五	同	一、六三、七九	
二〇八	同	同	五五	九二	七二	五一	五〇	同	一、〇八、一、三五	
二〇九	金屬製ベビークライ	磨帶鋼(塗料吹付)	一五	五八	四三	一七	同	同	二八、三五	

00621

三〇四	同	金屬製中頭	三ヶ用	同	一二二・五〇	三九	同	同	同	同	同	同	同	一、五二一、九〇
三〇五	同	金屬製中頭	二ヶ用	同	一七二・五〇	三九	同	同	同	同	同	同	同	一、四五一、八二
三〇六	標準型	金屬製並頭大	三ヶ用	同	二二〇・四〇	三七	同	保有器無同	裝置無同	同	同	同	同	、九六一、二〇
三〇七	同	金屬製並頭中	三ヶ用	同	一八三・三四	三〇	同	同	同	同	同	同	同	、七二、九〇
三〇八	同	金屬製並頭小	二ヶ用	同	一四四・三一	二八	同	同	同	同	同	同	同	、六三、七九
三〇九	實用型	金屬製並頭大	大探見	磨帶鋼 (クロム鍍金)	二二三・四〇	三六	單式 點滅式	同	無同	同	同	同	同	、六三、七九
三一〇	同	金屬製並頭	中探見	同	一七六・三五	三〇	同	同	同	同	同	同	同	、五二、六五
三一	同	金屬製並頭	小探見	同	一四〇・三一	二八	同	同	同	同	同	同	同	、四七、五九
三一二	同	金屬製大頭	大探見	同	二二六・五八	三八	同	同	同	同	同	同	同	、九六一、二〇
三二三	同	金屬製大頭	中探見	同	一八七・四六	三〇	同	同	同	同	同	同	同	、八五一、〇七

00622

三一四	同	金屬製大頭	小探見	同	一四一・四一	二八	同	同	同	同	同	同	同	、七四、九三
三一五	同	金屬製大懷中	同	磨大鋼 (鋼下クロ ム鍍金)	二二〇・三五	厚三〇、 巾六八	同	同	同	同	同	同	同	、五二、六五
三一六	同	ホケットケース	同	厚三〇、 巾六〇	七五・一五	厚三〇、 巾六〇	同	同	同	同	同	同	同	、八五一、〇七
三一七	同	大頭	同	厚三〇、 巾六〇	九二・二五	厚三〇、 巾六〇	同	同	同	同	同	同	同	、九四一、一八
三二三	同	セルロイド製 ペンライト	セルロイド板	一三五・一七	一九	同	同	同	同	同	同	同	同	、三〇、三八

註

(1) 本表價格ハ賣主店先渡ニシテ包裝費荷造費ヲ含ミタル價格トス

(2) 本表表示寸法ニ付テハ「十」「一」各々一、五耗ノ公差ヲ認ムルモノトス

◆鳥取縣告示第五百二號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル漆ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年六月二十日

鳥取縣知事

入

田

三

郎

精製漆ノ販賣價格

(單位一〇〇匁)

(イ) 生漆

名稱

主成分

製造業者卸賣價格

販賣業者又ハ製造業者ノ小賣價格

第一種四號

三六%以上

圓 九三

圓 一一二

00623

名稱	主成分	原料漆ノ配合割合(佛領印度支那産漆)
第一種四號	三六%以上	一〇〇
(口) 透 漆		
名稱	主成分	製造業者卸賣價格
第二種二號	六五%以上	一〇、七七 圓
第四種三號	四三%以上	一、三六
透 漆 標 準 規 格		
名稱	主成分	原料漆ノ配合割合
第二種二號	六五%以上	一〇〇
第四種三號	四三%以上	一〇〇
(ハ) 黒 漆		
名稱	主成分	製造業者卸賣價格
第一種二號	六五%以上	一〇、七七 圓
第三種三號	四三%以上	一、三六
黒 漆 標 準 規 格		
名稱	主成分	製造業者又ハ製造業者ノ小賣價格
第一種二號	六五%以上	一〇、七七 圓
第三種三號	四三%以上	一、三六

00624

名稱	主成分	原料ノ配合割合	混合物(原料漆純正味ニ對スル%)
第一種二號	六五%以上	一〇〇	油
第三種三號	四三%以上	一〇〇	其ノ他
(一)	製造業者卸賣價格ハ容器代ヲ含ミ買主ノ店先又ハ倉庫渡價格トス		
(二)	販賣業者又ハ製造業者ノ小賣價格ハ容器代ヲ除キタルモノニシテ賣主ノ店先又ハ工場渡價格トス		
(三)	製造業者又ハ販賣業者ニシテ百匁以下ノ卸賣ヲ爲ス場合ノ價格ハ製造業者卸賣價格ニ容器代及製造業者卸賣價格ニ對スル一割以内ノ額ヲ加算シ買主ノ店先又ハ倉庫渡トス		
昭和十五年八月鳥取縣告示第六百五十八號中一、アイスクリームノ販賣價格ハ之ヲ廢止ス			
昭和十六年六月二十日			
鳥取縣知事	八	田	三 郎
鳥取縣知事	八	田	三 郎
鳥取縣知事	八	田	三 郎

鳥取縣告示第五百四號

昭和十五年十一月十九日鳥取縣告示第九百七號內地產豆類ノ販賣價格中左ノ通改正ス  
昭和十六年六月二十日

一 內地產豆類ノ販賣價格ノ一、移輸出検査ニ合格シタル北海道產豆類ノ販賣業者(生産者團體ヲ含ム)ノ販賣價格中大口販賣價格ヲ左ノ如ク改ム

品 目	大 口 販 賣 價 格	二 等	三 等	等 外
(一) 大豆類				

00625

品目	大 口 販 賣 價 格			
	一等	二等	三等	四等
秋田大豆	一六、八三	一六、〇三	一五、四二	一一、八七
小粒大豆	一五、九八	一五、八三	一五、二三	一一、八七
柚振大豆	一八、一五	一七、九五	一五、九五	一一、九一
大粒鶴ノ子大豆	二一、五九	二〇、〇九	一七、五九	一一、二八
中粒鶴ノ子大豆	一九、五五	一七、五五	一五、五五	一一、二四
黒大豆	一九、四五	一八、四五	一六、七〇	一一、六四
十勝光黒大豆	一九、四五	一八、四五	一六、七〇	一一、六四
大粒光黒大豆	二二、五一	二〇、五一	一九、五一	一一、七〇
品目	一等	二等	三等	四等
(二) 小豆類				
小豆	一九、九〇	一九、六〇	一八、六〇	一四、三九
大納言小豆	二〇、七九	二〇、四九	一九、四九	一四、四一
品目	一等	二等	三等	四等
(三) 菜豆類				
大福	二七、三〇	二六、六〇	二四、一〇	一七、五〇
中福	二六、三〇	二五、六〇	二三、一〇	一六、五〇
白丸	二七、三〇	二六、六〇	二四、一〇	一七、五〇
虎豆	二七、三〇	二六、六〇	二四、一〇	一七、五〇
大手	二一、〇一	二〇、六六	一八、九〇	一六、八七
白豆	二五、五一	二四、八一	二三、三一	一六、四一

00626

品目	大 口 販 賣 價 格			
	一等	二等	三等	四等
紫花	二六、五一	二五、八〇	二三、三一	一七、四一
長鶉	一七、八四	一七、五六	一六、〇六	一四、五六
中鶉	一七、八四	一七、五六	一六、〇六	一四、五六
本長鶉	一七、七〇	一七、五六	一六、五〇	一六、〇六
美瑛金時	二〇、〇〇	一九、七〇	一七、七〇	一五、七〇
鶴金時	一八、九八	一八、六八	一六、六八	一四、六八
紅金時	一八、四七	一八、一七	一六、一七	一四、一七
ビルマ隠元	一七、九六	一七、六六	一五、六六	一三、六六
(四) 豌豆類	一六、六四	一六、五四	一五、〇四	一三、五四
品目	一等	二等	三等	四等
赤豌豆	二四、九〇	二四、五〇	二〇、五〇	一六、五〇
青豌豆	一八、九八	一八、六八	一六、六八	一三、六八
品目	上等	並等		
大手	五九	五四		
中福	六七	六〇		
紫花	六三	五七		

(一) 内地産豆類ノ販賣價格ノ(一) 移輸出検査ニ合格シタル北海道産豆類ノ販賣業者(生産者團體ヲ含ム)ノ販賣價格(三) 菜豆類ノ小口販賣價格中左ノ通大手ノ價格ヲ改正シ大福ノ次ニ中福、白花豆ノ次ニ紫花豆ノ價格ヲ追加ス

00627

鳥取縣告示第五百五號

昭和十六年五月三十日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算同年度特別會計自作農創設未墾地開發資金歲入歲出追加豫算ノ要領左ノ通

昭和十六年六月二十日

鳥取縣知事

入 田 三 郎

昭和十六年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算		
歲入	經 常 部	△印減高
第七款 使用材料及手數料	△	一〇、六六七
第二項 手 數 料	△	一〇、六六七
第八款 國庫下 渡 金		四八九
第一項 警察費下 渡 金		四八九
第九款 雜 收 入		一一五、一七一
第六項 物品賣 拂 代		七六、四六七
第七項 過 年 度 收 入		三八、七〇四
歲入經常部計		一〇四、九九三
臨時 部		六三八
第一款 繰 越 金		六三八
第一項 前年度繰越金		六三八
第二款 國庫補助金		三七四、九八六
第一項 統計費補助金		三八九
第二項 土木費補助金		五、〇〇〇
第三項 教育費補助金		六〇〇
第四項 衛生費補助金		一、三六二
第五項 勸業費補助金		九四、五〇五
第六項 社會事業費補助金		二七三、一三〇
第三款 寄 附 金	△	二、六三八
第一項 土木費寄 附 金	△	九、八六七
第四項 勸業費寄 附 金		七、二二九
第七款 縣 債	△	一〇、八〇〇
第一項 縣 債		一〇、八〇〇
歲入臨時部計		三六二、一八六
歲入合計		四六七、一七九

00628

歲 出		
第一款 神 社 費		二八、〇〇〇
第二款 供 進 金		二八、〇〇〇
第三款 縣 職 員 費		二、七五〇
第一項 俸 給 諸 費		二、二五〇
第二項 廳 費		五〇〇
第四款 警 察 費		一、三九八
第一項 俸 給 及 諸 給		六九八
第二項 廳 費		七〇〇
第九款 衛生及病院費		三、四九七
第二項 衛 生 諸 費		三、四九七
第十款 勸 業 費		一一〇、一三四
第二項 農事試驗場費		三六八
第八項 繭檢定所費		六四、八〇〇
第十三項 商工獎勵館費		一〇一
第十四項 產業獎勵費		四四、八六五
歲出經常部計		一四五、七七九
臨時 部		一五、〇〇〇
第一款 土 木 費		一五、〇〇〇
第四項 道 路 費		一五、〇〇〇
第三款 勸 業 費		一〇、三三二
第一項 勸 業 費		一〇、三三二
第八款 教育補助費		六〇〇
第一項 教育補助費		六〇〇
第十款 勸業補助費		一八、八三二
第一項 勸業補助費		一八、八三二
第十六款 土木費負擔本年度支出額	△	三五、〇〇〇
第二項 天神川改修費負擔本年度支出額	△	三五、〇〇〇
第十七款 森林治水事業費		二九、八二八
第一項 荒廢林地復舊事業費		二九、八二八
第十八款 變 費		七、三二八
第一項 縣 職 員 費		一、八四〇
第四項 勸 業 費		五、四八八
第九款 軍事援 護 費		二七四、四九〇
第一項 軍事援 護 費		二七四、四九〇
歲出臨時部計		三二一、四〇〇
歲出合計		四六七、一七九

昭和十六年度特別會計自作農創設未墾地開發資金歲入歲出追加豫算

00629

歳入	第一項 償還金	四三	第一項 償還金	四三
	第二項 償還金	四三	第一項 利息	四三
	第一項 縣債	二、〇〇〇	第二項 貸付金	二、〇〇〇
	第一項 縣債	二、〇〇〇	第一項 貸付金	二、〇〇〇
歳入合計		二、〇四三	歳出合計	二、〇四三

◇鳥取縣告示第五百六號

鳥取縣臨時負債處理委員會委員ニ左ノ者ヲ選任セリ

昭和十六年六月二十日

倉吉町	鳥取縣知事	入田三郎
大嘉龜	大田三郎	
石田實太郎	實太郎	

◇鳥取縣告示第五百七號

米穀販賣高調査員左ノ通囑託解囑アリタリ

昭和十六年六月二十日

囑託者	解囑者	擔當調査區域	職務執行ノ場所
吉田春治	小谷春美	岩美郡福部村	岩美郡福部村役場
米山萬喜夫	飯野信美	岩美郡小田村	岩美郡小田村役場

鳥取縣知事 入田三郎  
昭和十六年六月十三日

00630

◇鳥取縣告示第五百八號

產婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十六年六月二十日

鳥取縣知事 入田三郎

本籍	住所	昭示	田中君枝
鳥取縣西伯郡日吉津村大字日吉津五九三番地	同	昭和十六年六月十一日	
本籍	住所	昭示	田中君枝
鳥取縣日野郡根雨町大字根雨六一五番地	鳥取縣米子市中町九四番地 永原陽方	昭和十六年六月十一日	
本籍	住所	昭示	田中君枝
鳥取縣安濃郡大田町大字大田八ノ二六七番地	鳥取縣米子市日野町二九番地	昭和十六年六月十一日	

◇鳥取縣告示第五百九號

昭和十六年六月十一日

内田タネ



當管内ニ於ケル健康保險齒科醫左ノ通指定セリ

昭和十六年六月二十日

鳥取縣知事

入

三

郎

診療所々在地

氏

名

指定年月日

米子市四日市町九四

渡

部

守

壽

昭和十六年六月十三日

入頭郡船岡村字船岡二八七ノ五

大

島

隼

人

昭和十六年六月十三日

◇鳥取縣告示第五百十號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通指定セリ

昭和十六年六月二十日

鳥取縣知事

入

三

郎

專門科名

診療所々在地

氏

名

指定年月日

耳鼻咽喉科

鳥取市西町一

川

野

昇

昭和十六年六月十六日

同

日本赤十字社鳥取支部病院内

中

莖

正

昭和十六年六月十六日

外科

同

有

原

喜

一

昭和十六年六月十六日

00631

00632

彙

報

畜産の職域奉公!

増産獎勵金を交付

(農務課)

時局下に於ける軍需肉牛の供出の必要なることは論を俟たないが、更に食糧増産の原動力たる自給肥料の給源として、又農業労働力の伸長の上からも畜産の使命は極めて大であつて、其の必要度は將來益々其の高きを加へるものと考へられる。

政府に於ては農畜一元の下に食糧の増産を圖るべく、既に増産計畫を樹立して目的の完遂に努力せられてゐるのであるが、本縣に於ても政府の施設に策應して畜産の職域奉公を全うすべく、官民一致して目標の實現に努めつゝある所である。

牛は本縣の重要物産として全國にその名聲を博し、名牛産地として知られてゐることは周知の事實である。而して牛價の好調は年と共に飼養頭數並に生産頭數を増加し來り、逐次縣の目標頭數に近接する實績を示しつつあることは斯業の爲誠に喜ばしい次第であつて、この事實は畜産界の爲のみならず、やかましい食糧資

源の開発に役立つ所が極めて大であると信するのである。然しながら時局下に於ける畜牛は現在の頭數を以て満足すべきでなく、將來益々その要求を加へるのであつて、今後一層増産を必要があるのであるが、今後に於ける頭數の増加を圖ることは却々容易ならぬものがあると思はれるけれども、時艱克服の爲めねばならないのである。

縣は今後に於ける頭數の増加を容易ならしめる爲、昭和十六年度に於ても引續き畜牛購入資金を運用し、購入をして容易ならしめ又増加を確實ならしめるには、團体的に取纏めて増加せしむるの方法を講ずるの要あるに鑑み、本年度より畜牛の増産を團体的になすものに對しては縣から補助金を出すことになつたが、其の方法は町村又は部落を區域として畜牛の増産組合を組織し、(從來組織せられたる畜牛改良組合又はその他の實行組合にても可)一ヶ年間に十頭を最少として増産を圖るものに對して三十五圓見當の補助金を交付せられることとなつたのである。

補助金の交付を受けんとする組合は事業計畫、收支豫算、團体

00633

の規約、組合員の名簿を作つて六月三十日迄に知事に申請すれば宜しい。

此の施設は本年度始めての試であるので、この事業を利用し畜産の増加を圖ると共に肥料の自給なり努力の調整を圖られ、以て縣の目標頭數の確保を圖ると共に現下非常時に於ける畜産報國の誠を盡されんことを望む次第である。

擔保に供した恩給・扶助料

二十六日以後は支給差止

(人事課)

恩給や扶助料を金融の擔保に入れることは從來から恩給法に於て禁止されてゐるのであるが、薄給の受給者の中には病氣其の他豫期しない災難等いろ／＼な生活事情から、やむを得ず證書を擔保に入れて一般の金融業者その他から金を借りて居る人も相當にあるかと思はれる。

政府ではかやうな受給者を保護するために、昭和十三年四月一日「恩給金庫法」を公布して同年六月二十五日に恩給金庫が出来極めて簡便迅速な方法で恩給や扶助料を擔保として、年利六分の外に若干の補償料をとつて、一般の金融業者より遙かに低利を以

て貸付をして居るのであつて、新に金融の必要に迫られた者は恩給金庫を利用して、又借金の残つてゐる者は恩給金庫から借かへて、債權者に支拂ひ得る途を開いたのである。

かやうな施設が出来たので恩給金庫法の公布と同時に恩給法を改正して、恩給金庫以外の者から證書を擔保として金融を受けた場合は給與金の支給を差止めることになつてゐるのであるが、その際三年間の猶豫期間を置いて今日に至つてゐるのであつて、その猶豫期間もいよ／＼本年の六月二十五日を以て満了となるのでその後は恩給や扶助料を恩給金庫以外に擔保に供し、又は恩給權を讓渡した場合はその支給を差止められることになつてゐる。

従つて、まだ借金の残つてゐる者は速かに債權者と相談して恩給金庫に肩替るとか、又は他の適當な方法で擔保を抜かねばならぬ。債權者と債務者との間で解決の出来ない場合は恩給の裁定官廳(恩給や扶助料證書に書いてある官廳)に申出るとか、又は恩給金庫について相談すれば適當に解決して貰へることになつてゐる。

なほ、恩給金庫の本店は東京市京橋區新川一丁目五番地にあるが、本縣は廣島支店の取扱になつてゐてその所在場所は廣島市袋町一番地(明治生命ビル内)である。

00634

ラミー第一回豫想收穫高 前年より十二割餘増加

(統計課)

昭和十六年五月二十日現在を以て調査した本縣に於ける本年のラミー第一回收穫分は

收穫見込面積 二四五段  
豫想收穫高 二、四五〇貫

であつて、之を前年の同收穫面積に較べると三八段(一割八分四厘)を、前年の同收穫高に較べると一、三六〇貫(一二割四分八厘)の各増加を示してゐる。

蓋し本年のラミー第一回收穫分の作柄は、春期に於ける氣候が概ね適順であつて一部の地方には施肥不足のものもあつたけれども病蟲や風水害等もなく、良好な生育を遂げた爲前記の如き收穫を見るべき豫想である。

尚これを郡市別に示すと次の通りである。

郡市別	收穫見込面積		豫想收穫高	
	段	貫	段	貫
鳥取市	1	1	1	1
米子市	1	1	1	1

郡市別	面積(段)	面積(貫)	收穫高(段)	收穫高(貫)
岩美郡	二〇	四〇〇	1	二〇〇
入頭郡	五	四〇〇	1	三五〇
氣高郡	一二	八〇〇	1	三〇〇
東伯郡	一八七	五六〇	七二	一、二一〇
西伯郡	五	一〇〇	二	八〇
日野郡	一六	二七〇	二	一九〇
計	二四五	四五〇	三八	一、三六〇

代用消毒藥品トシテ傳染病研究所ノ

檢定ヲ受ケ得ベキ藥品指定ノ件

傳染病豫防法施行規則第二十四條第二項ノ代用消毒藥品ノ檢定ヲ受ケ得ベキ藥品左記ノ追加指定セラレタル旨昭和十六年六月九日付厚生省豫防第五六號ヲ以テ厚生省豫防局長ヨリ通知アリタリ

記

昭和十六年六月九日厚生省告示第二五三號

品名 ネオキシロン

製造所 大阪市東淀川區小松北通二丁目二十五番地

性状 本品ハ黃褐色否利別様ノ液体ニシテ一種刺戟臭ヲ有ス

水ト混和シテ灰白色ノ乳濁液トナリ靜置セバ少量ノ沈澱ヲ生ズ

沈澱ヲ生ズ

使用方法 五〇〇倍程度ニ水ヲ以テ稀釋シ乳液ノ狀態トシテ 使用ス

販賣價格 一〇〇瓦 八〇錢  
五〇〇瓦 三圓  
二〇瓦 九四圓

坂七九〇ノ一六地先福泉寺西側道路ニ於テ發病依ツテ救護中ノ處翌二十日午前九時頃死亡尙屍體ハ同町天間字菲久保一、七一九ノ共同墓地ニ假埋葬ス  
心當ノ向ハ直接該町長宛照會相成度

◎行旅死亡人

取扱者 靜岡縣富士郡鷹岡町長  
原籍住所 自稱山梨縣甲府市太田町十二  
氏名職業 飯島豊三郎  
年齢性別 自稱五十二歳男  
死亡種別 病 死  
死亡日時 昭和十六年三月二十日午前九時  
人相特徴 頭髮五分刈而長無精鬚アリ鼻普通身長五尺二寸位左腕ニ人面ノ刺青アリ体格ハ中肉  
服 裝 黒セルズボンニ法被  
所持金品 メリケン袋一個ツツク製財布一個(現金八拾錢在中)  
守袋(赤布製)カミソリ一個等  
取扱經過 昭和十六年三月十九日午後十時三十分鷹岡町天間川

◎行旅死亡人

一 取扱者 福井縣坂井郡細呂木村長  
二 本籍住所氏名 不詳  
三 性別 男  
四 年齢 推定七十五歳前後  
五 體格 四尺七寸位衰弱甚シ  
六 人相 頭髮、齒一本モナシ其他特徴ナシ  
七 着衣 ポロ衣  
八 遺留品 振鈴一個財布一個(在中金ナシ)  
九 死亡場所 福井縣坂井郡細呂木村高塚區火葬場内ニ死亡  
一〇 死亡日時 昭和十六年四月二十一日發見(檢案ノ結果死後十三時間經過)  
一一 死体ノ處置 細呂木村高塚火葬場ニ假埋葬シアリ  
心當ノ向ハ直接該町長宛照會相成度

昭和十六年六月二十日印刷  
昭和十六年六月二十日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣高郡大正村大字古海  
印刷所 鳥取刑務支所